（前のページより続き）

〔公　　告〕

諸　事　項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、犯罪被害財産支給手続終了決定関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一四
会社その他　一四
会社決算公告　一五〇

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十四号）（警察庁）

1　預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ等

⑴　預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を引き上げる。（第二十五条～第三十一条関係）

⑵　通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するように依頼する行為等に対する罰則を設ける。（第三十二条関係）

2　預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備

⑴　警察官は、預貯金取扱事業者等に対し、名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等（以下「犯罪利用防止措置用口座等」という。）の開設等を求めることができることとする。（第十九条の二関係）

⑵　警察官は、預貯金通帳等の不正譲渡等をするよう勧誘等を行う者に対し、犯罪利用防止措置用口座等の通帳等を譲り渡すことその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又はその通帳等を用いた措置を講ずることができることとする。（第十九条の三、第十九条の四関係）

⑶　警察本部長は、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転等があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転を行った者に対し当該財産を返還することとする。（第十九条の五～第十九の十関係）

⑷　都道府県公安委員会は、犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産であってその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給することとする。（第十九条の十一～第十九条の二十七関係）

3　移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加

移転される場合における通知義務等の対象となる電子決済手段に、受益証券発行信託（無記名受益権に係るものを除く。）によらない特定信託受益権を追加する。（第十条の二関係）

4　その他

その他所要の改正を行う。

5　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の経過措置について定める。（附則第二条関係）

⑶　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十五号）（国土交通省）

1　目的

この法律の目的に、社会経済情勢の変化である地域公共交通の維持に困難を生じていることの要因として、旅客の運送に従事する人材の不足及びその運送の用に供する輸送施設の老朽化の進展を追加する。（第一条関係）

2　市町村及び公共交通事業者等の努力義務の拡充

⑴　「施設利用者用運送サービス提供者」とは、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であって、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものとする。（第二条第五号関係）

⑵　市町村は、施設利用者用運送サービス提供者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないものとする。（第四条第三項関係）

⑶　公共交通事業者等は、関係者相互間の連携と協働に努めなければならないものとする。（第四条第四項関係）

3　鉄道事業再構築事業の拡充

⑴　鉄道事業再構築事業の内容として、現行の事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良等の措置を追加する。（第二条第十号関係）

⑵　鉄道事業再構築事業を実施しようとする者が⑴の措置に係る鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けたときは、鉄道事業法による認可等を受けなければならないものについては、当該認可等を受けたものとみなすものとする。（第二十五条関係）

⑶　地方公共団体が、国土交通大臣の認定を受けた⑴の措置に係る鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同法に規定する経費とみなすものとする。（第二十五条の二関係）

4　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の創設

⑴　「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域又は自家用有償旅客運送に係る路線若しくは運送の区域（以下「バス路線等」という。）でその全部若しくは一部が休止され、若しくは廃止され、又はこれらのおそれがあるものにおける運送を、運送の種別又は態様の別のいかんにかかわらず再び実施し、又は継続するために行う事業であって、地方公共団体が当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、他の旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、施設利用者用運送サービス提供者その他の地